

福祉のまちづくり推進条例

移動等円滑化基準（義務基準）および手続きに関する Q&A

【凡例】

バリアフリー法：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

条例：練馬区福祉のまちづくり推進条例

増築・用途変更

1	Q	増築や用途変更を行う場合の対象規模はどのように考えるか？
	A	増築や用途変更に係る部分の床面積の合計で判断します。 なお、床面積に関わらずすべて協議対象となる用途（福祉施設等）では、庇の増築等で床面積 0 m ² の場合でも協議が必要になります。詳しくはお問い合わせください。
2	Q	建築基準法において、確認申請が不要な規模の用途変更は、条例の協議申請も不要か？
	A	確認申請が不要な規模の用途変更であっても、条例における協議対象となる場合、協議が必要です。
3	Q	類似の用途変更の場合、バリアフリー法の基準適合や条例の協議申請は不要か？
	A	バリアフリー法における類似の用途は、建築基準法とは異なります。 「物販店→飲食店」「診療所→保育所」「保育所→福祉施設」「老人ホーム→デイサービス」等の用途変更は、義務基準への適合や条例の協議申請が必要になります。

移動等円滑化経路

1	Q	移動等円滑化経路は、道路を経由しても構わないか？
	A	移動等円滑化経路は、敷地外を経由した経路とすることはできません。 車椅子利用者用駐車場から利用居室までの経路も、敷地内で確保して下さい。
2	Q	「段を設けない」とは、まったく段差を設けてはならないのか？
	A	原則、段差を設けてはなりません。出入口等で、やむをえず、雨仕舞の関係等から段差が生じる場合であっても、2cm 以下の段差とし、すりつけを設けるなど、車椅子の通行に支障とならない配慮が必要です。

視覚障害者誘導用ブロック（点状ブロック等）		
1	Q	視覚障害者誘導用ブロック（点状ブロック等）はどういう場合に必要か？
	A	バリアフリー法の適合義務がある建築物のうち、不特定多数の者または主として視覚障害者が利用するものに必要です。具体的には、病院、診療所、店舗、飲食店等が該当します。福祉施設の中でも、高齢者向けデイサービスは設置が必要な施設に該当しますので、注意が必要です。 なお、老人ホームや保育所は設置不要になります。
床材の滑りにくさ		
1	Q	「表面は粗面、または滑りにくい仕上げ」は指標があるか？
	A	滑りにくさの指標は、C.S.R（滑り抵抗値）等とし、以下の値とします。 協議申請時には、これらが確認できる資料（カタログの写し等）を添付してください。 下足床：C.S.R=0.40～0.90 上足床：C.S.R=0.30～0.90 素足（浴室等）：C.S.R=0.45～0.90 もしくは C.S.R.B=0.7 以上 なお、現場施工（アスファルト舗装やモルタル刷毛引き等）の場合は、図面に仕上げ名を記入してください。 また、仕上げが未定で、やむを得ず提出できない場合は、基準値内の仕上げとする旨を記入いただくことで可とします。 〔参考〕施設整備マニュアル P.54 床材と滑りやすさ
階段		
1	Q	エレベーターを併設した場合、階段の、踊り場の手すり、けあげ・踏面の寸法、幅の基準について、適用除外とできるか？
	A	バリアフリー法施行令第 18 条第 2 項第 5 号に規定するエレベーターを設置した場合には、踊り場の手すり、けあげ・踏面の寸法、階段の幅について適用しません。ただし、高齢者施設（老人ホーム等）や障害者施設等、主として高齢者や障害者等が利用する階段については適用除外がありませんので、注意が必要です。
2	Q	廊下や敷地内の通路において、「階段等の下の必要な高さおよび空間の確保」とは、具体的にはどういった措置か？
	A	視覚障害者の方等が誤って階段の下に入ってしまう、頭等をぶつけないよう、

		階段下に入れないようにする措置（植栽や柵等）をいいます。 〔参考〕施設整備マニュアル P.120 図 I-12-2 写真
3	Q	踏面端部の色分けについて、明確な基準はあるか？
	A	輝度比 2.0 以上を目安とします。 〔参考〕施設整備マニュアル P.140 コラム
便所		
1	Q	建物内はすべての階に便所を設置しなければならないのか？
	A	不特定多数の者等が利用する階の階数に相当する数以上設けることが原則です。ただし、面積や利用方法、管理運営上設置階から除外できる階があります。また、利用に支障がない位置に設けられる場合は、必ずしもすべての階への設置にならない場合もあります。 各階に設置しない計画の場合、「利用に支障が生じない」ということを図面上にも明記することが必要です。設置の考え方等、詳しくは国土交通省のホームページをご確認ください。
2	Q	車椅子使用者用便房は、小規模階を有する場合、床面積の合計が 1,000 m ² に達するごとに 1 以上なので、1,000 m ² 未満の建築物の場合、設置しなくても良いということか？
	A	条例で付加基準を設けているため、1,000 m ² 未満であっても、建築の中に不特定多数の者等が利用する便所があれば、そのうち 1 以上は車椅子使用者用便房にする必要があります。
3	Q	不特定多数の者等が利用する階から除外する、床面積が著しく小さい階、滞在する時間が短い階、管理運営上やむを得ない階の具体的な基準はあるか？
	A	具体的な基準がありませんが、以下の場合などを想定しています。 床面積が著しく小さい階：通過動線 滞在する時間が短い階：駐車場のみが設けられている階 管理運営上やむを得ない階：ホテル、客室のみの階、共同住宅の住戸のみの階で各住戸に便所がある場合
4	Q	車椅子使用者用便房のみを設ける階の場合、不特定多数利用便所を兼ねることは可能か？
	A	可能です。
5	Q	スケルトンの状態で確認申請を行うテナントビル等の場合、便所の計画につ

		いてどこまで図面に記載する必要があるか？
	A	建築基準法施行規則第1条の3により、各階平面図にはバリアフリー法施行令第14条に規定する便所の位置および構造を明示することとされています。原則として便所の設置が必要となるご計画であれば、これらの記載が必要になりますが、詳細については、確認申請のご提出先となる指定確認検査機関にご確認ください。
6	Q	便所の設備で、ベビーチェア、ベビーベッド、着替え台、大型ベッドが必要になるのはどういった場合か？
	A	施設の用途と規模によります。 ベビーチェアは、床面積の合計がそれぞれ、福祉施設等は200㎡以上、診療所や店舗等は500㎡以上で必要となります。 また、上記施設の場合、床面積の合計が1,000㎡以上でベビーベッド、2,000㎡以上で着替え台、5,000㎡以上で大型ベッドが必要です。 特定多数の者が利用する老人ホームや保育所であっても、規模によりこれらの施設が必要になります。詳しくは、施設整備マニュアル P.92 の表をご参照下さい。
7	Q	オストメイト用設備は、独立型が必ず必要になるか？
	A	原則として、独立した専用の設備が必要ですが、500㎡未満程度の建築物については、簡易型設備でも可となる場合があります。詳しくはお問い合わせください。
浴室等		
1	Q	浴室等の「車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間」とは具体的にはどのような空間か？
	A	洗い場において、車椅子が回転できるスペース（直径150cm以上の円の広さ）が必要です。ただし、高齢者施設等では、洗い場サイズが160cm×120cm以上あれば適合とみなす場合もあります。詳しくはお問い合わせください。
2	Q	緊急通報設備とはどういったものか？
	A	体調不良や転倒の際のための緊急呼び出しボタン等を設置してください。ただし、建物内のスタッフに連絡できることが必要です。
敷地内通路		
1	Q	傾斜がある部分にはすべて傾斜路の基準が適用されるか？

	A	原則として、傾斜がある部分には傾斜路の基準が適用されます。 ただし、水勾配程度（勾配 3%以下）の部分については、傾斜路の基準は適用しません。
2	Q	傾斜路前後の平たん部は、道路上に設けてもよいか？
	A	平たん部は、敷地内で確保することが必要です。 なお、直進の場合は奥行 120cm 以上、転回する場合は直径 150cm の円もしくは 140cm 角が必要です。
3	Q	敷地内通路上に門扉がある場合の注意事項は？
	A	門扉がある場合、その前後に車椅子が一旦停止するための平たん部を、敷地内に設けます。直進の場合は奥行 120cm 以上、転回する場合は直径 150cm の円もしくは 140cm 角の大きさの平たん部が必要です。
駐車場		
1	Q	車椅子使用者用駐車場の附置義務はあるか？
	A	附置義務はありませんが、利用者用（例：福祉施設の利用者用、共同住宅の居住者用）の駐車場がある場合は、その台数に応じ一定数以上の車椅子使用者用駐車場が必要になり、基準への適合が必要です。（令和 7 年 6 月 1 日付けバリアフリー法施行令の改正による。） ・ 200 台以下の駐車場 ➡ 全体の 2%以上 ・ 201 台以上の駐車場 ➡ 全体の 1%+ 2 以上 中規模建築物（200 m ² 以上 500 m ² 未満の店舗や診療所等）に限っては、車椅子使用者用駐車場を設けた場合にのみ、基準への適合が必要になります。
2	Q	車寄せや荷捌き等の一時的な停車に利用する箇所は、駐車場に該当するか？
	A	該当しません。利用者用の駐車スペースが対象になります。
3	Q	「水平かつ平たん」とは具体的には？
	A	「平たん」よりも、より平らにすることを求めています。 車椅子使用者の車両乗降時の安全確保のため、勾配 1%程度としてください。
4	Q	練馬区まちづくり条例で義務付けられる集合住宅の一時停車空地と、車椅子使用者用駐車場や特定経路との兼用はできるか？
	A	兼用はできません。別途確保してください。
案内設備		
1	Q	案内設備は、インターホンでもよいか？

	A	カメラ付インターホンで、建物内の事務室等、常時スタッフがいる部屋にモニターがある場合は、案内設備とみなします。
エレベーター		
1	Q	エレベーター出入口の戸のガラス窓設置に適用除外の措置はあるか？
	A	以下の場合、代替措置と認められ、ガラス窓がなくても構いません。 ・籠内に監視用カメラを設け、建物内（事務室、乗降ロビー等）でモニターを確認できる場合 ・常時勤務する者が同乗する場合（通常は施錠管理をし、同乗する際に解錠する等） ・聴覚障害者への情報伝達に係る設備がある場合（聴覚障害者仕様のインターホン設置等） 詳しくはお問い合わせください。
共同住宅		
1	Q	共同住宅の対象算定の床面積は、どのように判断するか？
	A	延床面積で判断します。容積率算定用の床面積ではありません。
2	Q	敷地内通路（屋外）は、どこまで協議対象になるのか？
	A	居住者が利用する駐輪場やごみ置場等への通路も対象になります。ただし、避難時のみに使用する通路は対象外です。
3	Q	外廊下に排水溝が進行方向に並行して存在する場合、溝の部分は有効幅員に含めるのか？
	A	有効幅員に含めません。人や車椅子の通行ができる廊下を「有効幅」とみなし、排水溝により段が生じるのであれば、その部分は有効幅に含めることができません。なお、排水溝に車椅子使用者、杖使用者等の通行に支障がない構造の蓋を設けた場合は、当該箇所も有効幅員に含めることができます。
手続きについて		
1	Q	協議期間はどの程度かかるか？
	A	概ね 7 日～10 日程度ですが、図面の修正等に時間を要する場合は、2～3 週間程度かかる場合もあります。 なお、図面修正等の対応はメールにて行っています。
2	Q	いつ協議が必要なのか？
	A	確認申請前に、条例の協議申請をし、協議終了通知書の交付を受けることが

		必要です。バリアフリー法は、建築基準法の関係規定になっています。バリアフリー法および条例の義務基準に適合しない場合、建築基準法違反にもなりますので、注意が必要です。 また、申請時には、正副2部書類をご用意ください。
3	Q	延床面積の変更があったが、変更協議は必要か？
	A	図面に特に変更がない場合は、原則不要です。延床面積の増減に伴い義務基準等の適用範囲に変更を生じる場合は変更協議が必要になります。
4	Q	どういった場合に変更協議が必要か？
	A	申請者（特定整備者）、義務基準等に関する変更が生じた場合は、変更協議が必要になります。
5	Q	完了検査はあるのか？
	A	あります。建築基準法の完了検査と同時期に、条例の完了検査を受けてください。完了検査の予約は、電話でも承ります。 また、完了検査の前日までに、完了届出書の提出が必要になります。完了届出書は、メールでの提出も可能です。